

議案第155号

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、市道の路線を次のように認定することについて、議会の議決を求める。

平成26年9月8日提出

尾道市長 平 谷 祐 宏

整理番号	路線名	起終点	重要な経過地
1	原田78号線	尾道市原田町梶山田字白埴2535番1 地先から 尾道市原田町梶山田字白埴2548番1 地先まで	

提案理由

一般県道尾道新市線の道路改良事業に伴い、移管を受ける旧県道を市道認定するものである。

議案第156号

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、市道の路線を次のように認定することについて、議会の議決を求める。

平成26年9月8日提出

尾道市長 平 谷 祐 宏

整理番号	路線名	起終点	重要な経過地
1	木ノ庄63号線	尾道市木ノ庄町木梨字風呂ノ前48番1 地先から 尾道市木ノ庄町木梨字平谷62番地先まで	

提案理由

木ノ庄町における農道を市道として管理するため、市道認定するものである。

議案第157号

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、市道の路線を次のように認定することについて、議会の議決を求める。

平成26年9月8日提出

尾道市長 平 谷 祐 宏

整理番号	路線名	起終点	重要な経過地
1	栗原286号線	尾道市栗原町字中野坪3195番2地先から 尾道市栗原町字中野坪3193番7地先まで	

提案理由

栗原町地内の宅地造成に伴い、寄附を受けた道路を市道認定するものである。

議案第158号

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、市道の路線を次のように認定することについて、議会の議決を求める。

平成26年9月8日提出

尾道市長 平 谷 祐 宏

整理番号	路線名	起終点	重要な経過地
1	中倉1号線	尾道市御調町大田字中倉340番5地先から 尾道市御調町大田字中倉333番1地先まで	

提案理由

御調町における公衆用道路を市道として管理するため、市道認定するものである。

議案第159号

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、市道の路線を次のように認定することについて、議会の議決を求める。

平成26年9月8日提出

尾道市長 平 谷 祐 宏

整理番号	路線名	起終点	重要な経過地
1	中倉2号線	尾道市御調町大田字中倉340番5地先から 尾道市御調町大田字中倉348番7地先まで	

提案理由

御調町地内の宅地造成に伴い、寄附を受けた道路を市道認定するものである。

議案第160号

市道路線の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、市道の路線を次のように変更することについて、議会の議決を求める。

平成26年9月8日提出

尾道市長 平 谷 祐 宏

整理番号	旧新別	路線名	起終点	重要な経過地
1	旧	仲吉線	尾道市御調町菅字峠117番地先から 尾道市御調町菅字峠120番地先まで	
	新	仲吉1号線	尾道市御調町菅字峠117番地先から 尾道市御調町菅字峠119番地先まで	
		仲吉2号線	尾道市御調町菅字峠394番1地先から 尾道市御調町菅字峠120番地先まで	

提案理由

市道仲吉線に異動が生じたため、同路線を仲吉1号線及び仲吉2号線に変更するものである。

議案第161号

工事請負契約の締結について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第11号）第2条の規定により、次のとおり高西東新涯ポンプ場建設工事（土木）の請負契約を締結することについて、議会の議決を求める。

平成26年9月8日提出

尾道市長 平 谷 祐 宏

- | | |
|----------|---|
| 1 工事名 | 高西東新涯ポンプ場建設工事（土木） |
| 2 工事場所 | 尾道市高須町外地内 |
| 3 工事概要 | 雨水ポンプ場下部工建設一式
基礎杭工一式
躯体工一式 |
| 4 工事期間 | 議会の議決を経た日の翌日から平成28年3月25日まで |
| 5 請負金額 | 6億6,906万円 |
| 6 契約の相手方 | 竹中土木・佐藤工務店建設工事共同企業体
代表者 広島市中区橋本町10番10号
株式会社竹中土木広島支店
支店長 田村博邦 |
| 7 契約の方法 | 尾道市高須町3733番地1
株式会社佐藤工務店
代表取締役 佐藤充美
条件付一般競争入札 |

提案理由

高西東新涯ポンプ場建設工事（土木）に係る工事請負契約を締結するものである。

議案第162号

工事請負契約の締結について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第11号）第2条の規定により、次のとおり尾道市・三原市消防救急デジタル無線共同整備工事の請負契約を締結することについて、議会の議決を求める。

平成26年9月8日提出

尾道市長 平 谷 祐 宏

1 工事名	尾道市・三原市消防救急デジタル無線共同整備工事
2 工事場所	尾道市東尾道地内外
3 工事概要	消防局指令設備改修工事一式 高見山、天狗山、竜王山、宇根山中継所消防救急デジタル無線装置整備工事一式 消防車両車載型無線装置整備工事一式 各消防署所卓上型移動局等無線装置整備工事一式 署所活動用アナログ携帯型移動局整備工事一式
4 工事期間	議会の議決を経た日の翌日から平成28年3月18日まで
5 請負金額	12億4,200万円
6 契約の相手方	広島市中区紙屋町二丁目2番12号 日本電気株式会社中国支社 支社長 石橋研二
7 契約の方法	条件付一般競争入札

提案理由

尾道市・三原市消防救急デジタル無線共同整備工事に係る工事請負契約を締結するものである。

議案第163号

財産の減額貸付けの変更について

財産の減額貸付けについて（平成26年第135号議決）を次のように変更することについて、議会の議決を求める。

平成26年9月8日提出

尾道市長 平 谷 祐 宏

1 貸し付ける財産

県営青影住宅跡地

(1) 土地

尾道市因島中庄町字下峠2645番1 外1筆
宅地 742.03平方メートル

(2) 減額する金額

年額284,450円

(3) 減額後の貸付料

年額140,000円

2 貸付期間

契約締結日から再生可能エネルギー固定価格買取制度による買取期間（20年）を経過した日以降で指定する日まで

3 貸付けの相手方

変更前 広島市佐伯区五日市町大字石内5998番地1

有限会社木下組

代表取締役 田 中 敏 彦

変更後 広島市佐伯区五日市町大字石内5998番地1

株式会社木下エネルギーパーク

代表取締役 田 中 敏 彦

提案理由

太陽光等再生可能エネルギーによる発電及び電力の販売事業に関する権利義務を有限会社木下組が自社を分割して設立した株式会社木下エネルギーパークに承継させることに伴い、土地の貸付けの相手方を株式会社木下エネルギーパークに変更するものである。

議案第164号

甲世衛生組合規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第290条の規定により、次とおり甲世衛生組合規約（昭和40年指令地第690号）を変更することについて、議会の議決を求める。

平成26年9月8日提出

尾道市長 平 谷 祐 宏

甲世衛生組合規約の一部を改正する規約

甲世衛生組合規約（昭和40年指令地第690号）の一部を次のように改正する。

本則に次の1章を加える。

第5章 事務の承継

（共同処理する事務の廃止に伴う事務の承継）

第9条 第3条に規定する共同処理する事務のうち、廃止しようとする事務の承継については、関係市町の議会の議決を経てする関係市町の長の協議により定める。

附 則

この規約は、広島県知事の許可のあった日から施行する。

提案理由

甲世衛生組合において共同処理する事務を廃止する際の当該廃止事務の承継に関する規定を追加するため、規約を変更するものである。